



「企業中心社会」に国際的な批判

——全労連「日本的労使関係」シンポジウム——

加藤 益雄

全労連は結成2周年をむかえた直後の昨年11月26～27日、東京・アルカディア市ヶ谷で、「日本的労使関係と労働組合の権利」をテーマに、はじめての国際労働組合シンポジウムを開催した。海外からは、オーストラリア（建築産業労働組合=BWIU）、カナダ（全国労働組合総連合=CSN）、フランス（労働総同盟=CGT）、マレーシア（公共公務員労働組合会議=CUE-PACS）、フィリピン（全国労働組合連盟=NATU）、スペイン（労働者委員会総連合=CC.OO.）、アメリカ（全米電機・ラジオ・機械労働組合=UE、および労働調査研究所=LRA）の7ヵ国15人、国内からは全労連と参加単産・地方組織、友好組合の代表、労働総研などの学者・研究者、マスコミ関係者など139人が参加した。

本稿では、たたかう労働組合の国際連帯と交流の今後の前進方向についての論議がさらに活発にすすめられることを願って、また、国際シンポジウムの準備と開催に直接かかわった一人として、このシンポジウムの意義と特徴を明らかにしたい。

内外の労働者にタイムリーなテーマ

第1は、この全労連シンポがかかげた「日本的労使関係」のテーマがたいへんタイムリーなものであったということである。これはたんに

国内的にそうであるばかりでなく、国際的にも今日労働者と労働組合が直面している状況と課題にマッチしたものであった。

全労連が昨年夏の定期大会直後、各国の労働組合組織にたいしてこのシンポジウムへの参加をよびかけた際の問題意識は、第1に、「経済大国」日本の独占資本、大企業の世界に類を見ない高蓄積の維持・拡大の背景には、労働者への徹底した搾取の強化とそれを可能にしている「企業中心社会」とその支柱としての「日本的労使関係」があるということであった。

そしてこのことは、経済摩擦の要因として海外から批判を受けているばかりでなく、シンポジウム開催前後から日本においても「企業中心社会」に対する批判が公然と表れたことによって、一層強く裏づけられることになった。

すなわち、全労連の熊谷事務局長がシンポジウムへの問題提起の中で紹介したように、シンポ直前の11月14日、首相の諮問機関である国民生活審議会総合部会が発表した中間報告「個人生活優先社会をめざして」が日本経済の大きな経済力に比べて国民がそれにみあった豊かな生活を実感できないのは日本が効率のみを重視する「企業中心社会」であるためと指摘し、企業中心社会が、長時間労働、会社人間、単身赴任など諸外国に類を見ない勤労生活をもたらし、

国際・国内動向

さらに、一連の証券・金融不祥事に見られるように、会社のためなら何をやってもかまわない、非合法すれすれの行動をもとめるような弊害さえ生んでいることを重視し、企業中心社会の変革の必要と個人優先のゆとりある生活大国をつくりだすことを提言した。これは、今日の企業利益優先の日本経済のしくみと労働者、勤労国民との矛盾の拡大が政府・財界など支配層にとっても放置できないほど深刻になっていることをしめすものにほかならない。

「企業中心社会」の支柱となっている「日本的労使関係」の問題がたんに労働問題の領域というにとどまらず、日本社会の歪みの病根となっている中で、全労連の国際シンポジウムがこうした問題を真正面から取り上げ、国際的な視野から検討をくわえ、「企業中心社会」の変革をめざす日本の労働者のたたかいの意義と役割について、海外からの参加者をふくめて討論を深めたところに大きな意味があったといえる。

テーマ設定の問題意識の第2は、この「日本的労使関係」と「日本的経営方式」が日本企業の海外進出・多国籍企業化とともに海外に輸出され、また、各国の独占大企業も国際競争力強化の名のもとにこれの積極的な導入をはかり、結果として各国の労働者の雇用と労働条件に重大な影響を与え、労働者と労働組合の権利を侵害し、労働者の要求前進のたたかいを阻害するものとなっているということであった。ほかならぬこの日本の全労連のよびかけたシンポジウムが海外の労働組合から積極的にむかえられた根拠もこの点にある。

参加した7ヵ国以外にも、いろいろな事情で直接代表は参加できなかったが、イギリス、スコットランド、ポルトガル、ブラジル、バングラデシュ、スリランカ、インドなど合わせて10数か国から参加希望の意思表示があった。スベ

インの代表は「イギリスとならんで、ヨーロッパ各国のなかで積極的に日本的労使関係の導入・実験をすすめているわが国の労働者が直面している現実に関わるテーマで行われているから」と、出席の動機をはっきりと述べている。

「人間らしく働き、生きるために」は共通のスローガン

第2の特徴は、「日本的労使関係」のもつ否定的な本質を明らかにし、経済効率第一主義にたいする明確な拒否の態度と「人間らしく生き、人間らしく働くこと」の提起の有効性を確認したことである。

事前に各国へ送った「討論文書（ディスカッション・ペーパー）」を土台に「討論のための問題提起」をおこなった熊谷事務局長は、「過労死に象徴される日本の労働者にたいする過酷な労働の強要と徹底した労働者支配、搾取の強化を支えている日本的労使関係は、戦前からの家族主義を基調とした前近代的な労使関係と、アメリカ式労務管理を取り入れてこれを巧みに日本化し強化した新しい搾取形態が併存したもの」と特徴づけ、そのイデオロギーは「“企業あつての労働者”などの企業一家主義に象徴される巧妙な階級対立の否定という、企業利益優先の徹底した労使協調路線であり、基本的人権をも無視した差別と排除、たたかう労働者と労働組合への攻撃をともなっている」と批判するとともに、右翼的労働組合の存在がこれを支えている事実を明らかにし、「企業への忠誠を重要なバロメーターとする労働者支配のさまざまな具体的手法とたたかい、労働者の権利の擁護、企業・職場に民主的で階級的な労働組合を確立することが不可欠の課題である」ことを強調した。

さらに「人間らしく生き、働くために」のスローガンは独占資本の横暴への反撃であり、①

国際・国内動向

日本企業による労働者の権利侵害、職場の自由と民主主義破壊の実態を国際的に告発すること、②日本企業の海外進出は国際人権規約、ILO 条約など国際的に確立された労働者と労働組合の権利を率先して守ることを前提とすべきこと、③日本の進出企業の活動、労働条件と権利侵害の実情などの情報交換、たたかう労働者と労働組合の国際的な支援と連帯を強めること」など、労働者の利益擁護をめざす国際連帯の課題について提起した。

スペインの代表は、「日本的労使関係」を「トヨタイズム」と呼んでいることを明らかにし、その理由を「“日本的”の表現はヨーロッパやアメリカに対抗するシステムであるかのような印象を与えている。しかし、これらのやり方は日本企業のすべてに取入れられたものではないし、また、欧米の企業の大部分が取り入れたことから、事実上あれこれの大陸や多国籍企業の政策にはそれほどのちがいはなくなっている。そのやり方がある特別に発達した一国に結びつけることは、各国間の競争の印象を与えているが、実際には多国籍企業間の競争になっている」と述べたうえで、「トヨタイズムは自主的な労働運動にいいさの余地を与えず、多くの場合、労働運動と対決することなしには、“完全な”システムを導入することは不可能となっている」と指摘し、「労働組合はトヨタイズムを拒否するだけでなく、労働者のめざす要求を実現するものでなければならない」と強調した。

また、カナダの代表は、北米で、日本の経営技術が現在の生産方式に影響を与えていること、政府・経営者・マスコミが「同じ目標にむかって、つまり最低のコストで最良の商品を」と労働組合に不断の攻撃をかけていることを明らかにしつつ、「私たちは良質の商品やサービスを提供するという考え方に反対しているわけではな

い。なぜなら、消費者がそれらを要求する権利をもっているからだ。しかし私たちは、まともな労働条件を犠牲にしてまでその考えが実行されることに反対する。労働条件の改善こそ生活の質的向上の基礎である。組合員から託されている権限を果たそうとする組合はそのための力関係を確立しなければならない」との考えを明らかにした。

オーストラリアの代表は、「わが国に変化をもたらすため、現在、企業組合主義と日本的労使関係がそのモデルとして、広い範囲で推進されている。私たちは、日本的労使関係の抑圧的諸形態を暴露し、弾劾するつもりだ。あなたがたのスローガン“人間らしく生き、働くために”はまったく適切だ」と発言した。その他、各国代表の報告、討論をふくめ、シンポジウムの全内容を収録した『報告集』（日本語版）が全労連より発行されているので、詳しくはこれを読んていただきたい。（英語版も近く発行の予定）

第3に、「日本的労使関係」と一体不可分の関係にある協調主義的な労働組合の否定的な役割が明らかにされるとともに、労働者の権利を守ってたたかう労働組合運動の強化への意思が表明されたことである。

また、組織率の低下、戦闘性の低下、協調主義の潮流など、労働組合運動の否定的側面が問題となり、労働組合の活性化が課題となっていることがこもごも報告された。

たたかう労働組合の国際連帯と協力を

第4に、たたかう労働組合の国際連帯と協力の必要が強調され、また、この中で全労連にたいする大きな期待が各国代表から表明されたことである。

スペインの代表は「今日国際的な広がりを見せた労使関係の中に、労働者の権利を抑圧し、

国際・国内動向

あるいは労働組合の活動を潰してしまおうという抑圧的な中身がふくまれていることを、労働組合が率先して暴き続ける必要がある。国際的な相互の理解と協力をとおして各国労働者の権利を守るたたかいが前進するのだということを確信している」として国際交流・協力への希望を表明した。

全米電機労組の代表は、「世界市場があるのであれば、世界規模の労働運動がなければならない。世界規模の労働運動が世界市場の脅威に堂々と対抗して、職場に、労働者の心の中に力強く活かされなければならない。これは容易ならない組織的チャレンジである。UEはこのチャレンジを全労連とともに引き受けたい」と述べ、今後のアメリカと日本の産別レベル、地方レベルでの交流への期待を表明した。

シンポジウムはまた、日本側からの発言、とりわけ、電機、日産、IBM、野村證券、日立、三洋、通信など大企業に関わる労組代表や過労死弁護団全国連絡会議などの報告と発言をと

して、日本の労働者の実態を海外からの参加者に理解してもらうことができた。

アメリカ LRA の代表は「日本の過労死は、かつて鉱山などで働かされ死んでいった奴隷労働者を思い起こさせる」と語り、フィリピンの代表は「2日間の会議でいろいろな発言を聞き、フィリピンにおいても、経済大国においても職場における共通の状況を認識することができた。同じ写真を見ているようだった。皆さんは上から見ています、私たちは下から見ていますけれども」との感想を述べた。

最後に、全労連の国際シンポジウムは、参加した内外の代表に労働者の利益擁護と大企業の横暴にたいするたたかいへの確信を与えただけでなく、マスコミ報道などによって全労連の社会的な影響力を拡大する上でも大きな役割を果たし、全労連が本当のナショナルセンターとしての役割を発揮し、成果をあげつつあることを示したと言えよう。

(全労連国際局員)

ガット・ウルグアイ・ラウンドと、農産物貿易の「自由化」

——米の輸入自由化を中心に——

河相 一成

流動的なガット協議

新しい年に入ってから、マスコミは再び米の輸入自由化は避けられない状況になったことを執拗に流し続けている。とくに、1月13日に再開されたガット協議の前後からそれはすさまじくなった。

たしかに、ガット・ウルグアイ・ラウンドで

の協議の状況は、日本が米の輸入自由化拒否を貫き通すことは難しい空気が作り出されている。いままざまな協議が続けられており、最終的にどういう決着をみるのか、不透明な部分が多い。本稿が活字になる頃には、本稿で主張することがらと大きく異なった事態が生じているかもしれない。ここ2～3ヶ月のガット協議はそれほど流動的要素を含んでいるのである。

国際・国内動向

そういうことを念頭において、ごく最近のガットでの農業貿易をめぐる主な、内容・問題点、そしてわれわれの課題について、要約的に述べておこう。

コメ問題は中心課題ではない

ウルグアイ・ラウンドの協議はすでに6年にも及んでいる。これほど長期間の協議がおこなわれてきたということ自体に、事の深刻さ、難しさが含まれていることを意味しよう。それは、ウルグアイ・ラウンドでの協議の対象が農業分野だけではなく、知的所有権・サービス・関税・繊維等、15分野におよぶ包括的な諸問題を対象にしており、これらの一つ一つについてのガット加盟国間の利害のくい違いをはらんでいることからうかがえることである。

これらの協議対象の一つに農業分野があるわけだが、この農業分野についての主な協議内容がいくつかある。農業の国内保護問題・輸出補助金問題・輸入制限問題等々である。これらの一つに米問題が含まれるのであるが、ガットでの協議では、米の問題が独立した一つの議題になっているわけではない。さきに挙げた農業分野での主な協議事項が米の問題に関わらざるをえない、という関係にあるのである。

日本のマスコミは、ウルグアイ・ラウンドでの協議が、あたかも日本の米輸入問題が最大の課題であるかのように宣伝しているが、それは事実と反する。日本が米の輸入を自由化するか否かは、ガット協議全体の中での比重は非常に小さいのである。

農業問題は国によって課題が異なる

しかし、ガットの農業分野協議では、それぞれの国が自国の農業・食糧政策に対するガットからの圧力には強い抵抗を示しており、日本の

場合はそれが米の輸入自由化問題なのである。EC諸国においてはとりわけ農業補助金の削減問題が中心の問題であり、アメリカにとっては、輸出補助金・ダンピング・ウェーバー条項（ガットの決議で輸入制限の例外品目として認めているもの）などが中心の問題である。このように、農業分野では、各国がそれぞれ農業の特殊性を抱えているために、ガットとの関係でも、抱える問題に違いが生ずる。

この違いを無視して、画一的なルールを各国に押しつけようとする傾向がとりわけ強まっているのが、ウルグアイ・ラウンドでの協議である。

ドンケル案は日本の法律とガットの条項をも無視

それが最も端的に現われたのが昨年12月20日に出された、ガット事務局長ドンケル氏による「包括的最終合意案」である。この「合意案」に沿えば、現在、国際的な農産物貿易において採られているさまざまな国境障壁（輸入制限・輸入許可制・国家貿易・輸入課徴金等）をすべて関税制に置き換えるとともに（例外なき関税化措置）、農産物に対する国内支持政策の大幅な削減とが義務づけられることになる。いま日本国内で政治問題化している“例外なき関税化”が米に適用させるか否か、というのは、こうした動きの中から出てきた課題なのである。

現在、日本は、食糧管理法に基づいて、米は国家貿易品目になっており、また、米の生産過剰対策として政府は米の大幅な作付制限政策（減反政策）をおこなっている。この国家貿易品目の認定、国家による作付制限品目については、例外的な輸入制限品目として、ガットの現在の規定（条項）でも容認されていることがらである（国家貿易品目についてはガット17条、作付

制限品目については11条)。そういう国際的ルールに沿えば、日本が米の輸入を自由化する義務は全くないことになる。それほど明確なことがらであるにもかかわらず、日本の米の輸入自由化圧力が強化されるには、そのような制度的問題の枠をこえた、大きな構造問題と政治問題とをはらんでいる。

日本経済の構造に問題

構造問題というのは、日米貿易摩擦の拡大と、それをもたらす日本資本主義構造の問題である。日本の自動車・電器製品等が洪水のようにアメリカを含む海外諸国に輸出されており、それによって、アメリカ・EC諸国の二次産業にさまざまな影響を与えてきた。こうして“もうけた日本”は米を買ってもいいじゃないか、というのがアメリカを先頭とした言い分である。だが、これには問題のスリカエがある。日本の工業製品の大量な輸出が諸国の二次産業に影響を及ぼしているのであり、日本の農産物輸出が諸国に影響を与えているのではないのだから（日本は農産物輸出はほとんどおこなっていない）、日本の工業製品に対する強力な輸出規制をおこなうのがスジというものではないだろうか。

また、日本の資本主義経済が、こうした輸出構造に支えられて成り立っており、しかも、それが一次産業を犠牲にして成り立つという歪んだ構造にあることに最大の問題がある。輸出構造に支えられるということは、輸出産業における労働者状態がどういう状態か、ということが鋭く問われざるを得ない。労働時間・労働条件・賃金など、総じて剰余価値率を決定する諸要素を労働者の側に立った改善を講ずることなしに、日本資本主義経済の矛盾と貿易摩擦とを根本的に解決することはできない。その意味で、ウルグアイ・ラウンドにおける日本の米輸入自由化

問題は、農業・農民問題ではあるが同時に労働問題でもあることを深く理解することが必要である。

アメリカの政治に手を貸すドンケル案

また、政治問題というのは、アメリカのブッシュ大統領の再選をいかに有利にすすめるか、日米安保条約に沿って、アメリカ経済の不振を解決するため日本がどういう犠牲を払うか、ということがらである。現在、アメリカ経済は大量な失業者を抱えざるをえない深刻な矛盾を抱えており、このままではブッシュの再選は極めて困難といわれている。これにテコ入れをするため、ウルグアイ・ラウンドにおいてアメリカ政府に有利な“解決案”を軸に合意作りをすることにより、ブッシュの後押しをしなければならぬ、という縛りを日本政府は受けている。ドンケル事務局長の「最終合意案」が、著しくアメリカ寄りと言われる背景、それに日本政府が屈しようとする背景には、こうした政治的要素もあることを見抜いておく必要がある。

米輸入自由化は、 消費者・労働者も被害者

さて、米輸入自由化の道を開いた場合、主食である米の供給はどのような状況になるかについて簡単に触れておこう。これについては最近、渡辺外相などが、たいした影響はない、という発言をくり返しているが本当にそうであろうか。

いま、全世界の一年間の米生産量は約4億7千万トン位（年による変動がある）であり、そのうち3%程度（1,300万トン位）が貿易の対象となっている。この1,300万トンの国際米市場での取り引き数量のうち、アメリカ・タイの両国からの輸出量の比重が非常に大きい。それ故、アメリカ・タイ両国の毎年の米生産量の変動が

国際・国内動向

そのまま米の世界市場での出回り量に決定的な影響を与えることになる。アメリカの場合、近年、水不足のため米栽培に不安定要素が拡大していることが伝えられていることから、米の供給構造が安定しているとは言えない。こういうことから、米の輸入自由化は日本への米供給を不安定にする恐れがある。また、現在の約1,300万トン程度の米貿易量を、数十ヶ国が取引しており、一つの国の年間の最大取引量はせいぜい50～60万トン程度にすぎない。そういう状況の中に日本が米輸入自由化により世界米市場に新規参入すれば、米の国際価格は必ず高騰することになる。このように、現在の米の世界市場の構造を考えると、米の輸入自由化により、米供給の不安定さと価格の高騰・不安定さをもたらすことは必定である。渡辺外相の発言には、こういう要素をも検討した上での発言とは思えない。

こういうことを考えると、米の輸入自由化問題は、著しく、消費者・労働者問題だということになる。

国際連帯で、自由化反対を

これらのことがらを念頭に置いて、われわれの課題を二つだけ提起しておこう。

一つは、米輸入自由化反対問題は、思想・信条を越えて、すべての国民が大同団結できる性格のことがらであることに沿った国民的实践に緊急にふみ出すことである。

宮城県では様々の実践的積み重ねの結果、農協・生協・諸民主団体・全労連系労組・連合系労組・農民連・全日農など幅広い団体（平常は同席しない諸団体を含めて）が、米輸入自由化反対の一点で結集できることを実践的に証明している。このような状況を全国的にいかを広げるか、ということである。

二つめは、ドンケルの「例外なき関税化」に反対する国がすでに20ヶ国に及んでおり、EC・アメリカ国内の農業・農民団体も反対の意思表示をしていることに依拠して、米輸入自由化反対の国際的連帯行動にふみきることである。とりわけ韓国は、米の農業・食糧問題での位置づけでは日本との共通性が多い。

自国の食糧を守ることは民族の主権と尊厳の問題である。各国の農民・労働者はすでにそのことに気づき、国際連帯を求めている。われわれがその輪の中に加わるかどうか、真の国際貢献の選択の道をいかに求めるかであろう。

（会員・東北大学教授）

「ソ連」労働組合運動の激動

小林 勇

ソ連労働組合総連合の終焉

「ソ連」の激動は、昨年8月のクーデター以降、速度をはやめた。クーデターからわずか4ヵ月後の昨年12月、ソ連邦を構成する共和国の首脳会議で「独立国家共同体」の創設が決定され、ついにソ連邦の解体にまでつき進んだ。本文の冒頭で、「ソ連」とカギ括弧つきで書いたのは、もはやこの地球上にソ連という連邦国家が存在しなくなったからである。「社会主義国」として70年の歴史をもち、アメリカとならんで二大超大国と目されてきたソ連が音もたてずに崩壊し、世界からその姿を消した。こうした変動が東欧諸国と同様、新しい「共同体」のばあいでも労働組合運動に当然影響をあたえずにはいない。

なかでもソ連労働組合総連合はそうした影響をもろに受けずにはいない。政治の枠組みが「共同体」の発足で一変してしまったからである。総連合は、90年10月の大会で全ソ労働組合中央評議会の解散が決定されたのにもとない、組織を再編して、新たに発足したナショナルセンターで、それまでの中央集権的な組織方針を廃して、傘下組合の行動の調整や共同の展開という新しい任務の推進をめざしていた。(本誌第5号の小論「混迷のソ連労働組合運動」を参照のこと)しかし、8月クーデター後、各共和国の独立、主権宣言が相次ぎ、これと共に各共和国レ

ベルの労働組合組織も自主、独立性を高めて、独自の運動を展開するようになってきた。

ソ連労働組合総連合は、昨年10月下旬、ウィーンでひらかれた世界労連役員評議会で、世界労連加盟の凍結を通告した。総連合の全面的支援のもとに、モスクワで第12回世界労働組合大会が開催されてからまだ1年しかたっていないのだ。凍結の理由は、この国の労働組合運動の統一維持のためという。というのは、総連合傘下の各共和国組織が世界労連加盟をめぐる意見の対立をすどくしてきたためなのだ。総連合の加盟凍結で、各共和国のすべての労働組合や労働組合連合は、世界労連の加盟については、それぞれ独自の立場をとることができるようになった。すでに一部の共和国労組連合は世界労連に直接接触して、加盟を確認しているという。これらの労組連合は、それぞれ共和国の労組連合として独自に加盟することになるものとみられる。だが、その他の一部共和国労組連合はすでに凍結を発表しているという。

このようにしてソ連労組総連合は、世界労連加盟にかんするかぎり、統一維持という名のもとに、実際には統一的機能を失っていたのだが、おそらくその他の問題についても、同様の状態におちいり、総連合は事実上、解体状態にあったとみることができよう。こうした状況下で、ソ連邦の解体と「独立国家共同体」の結成が決定され、この発表で総連合は決定的影響をうけ

国際・国内動向

ることになった。総連合の存立の枠組が崩壊してしまったのである。ソ連邦解体とともに「ソ連労働組合総連合」もまた消滅せざるをえないのだ。総連合のその後については、明確な情報をまだ手にしていないが、「独立国家共同体」のもとで総連合が組織を再編し、新たな名称で活動するとしても、もはやナショナルセンターとしての機能は果しえないだろう。というのは、共同体には、権限をもった統一中央政治機関がもはや存在していないからである。したがって今後は、各共和国ナショナルセンター間の、それも限られた加盟組織間の組織として活動せざるをえないだろう。いずれにせよ、旧ソ連の総連合のようなナショナルセンターの存在は終わりをつけたのである。

価格自由化の下での闘い

ロシア共和国など各共和国で進められている資本主義化で経済危機が深化し、労働者、国民のあいだに重大な社会不安が發展している。最大の問題は市場経済の導入による物価の上昇だが、1月2日に強行実施された価格の自由化で、基本食料など一気に3倍以上に値上げされ、労働者、国民の怒りを新たにまきおこすとともに、抗議の行動と賃上げ要求のストライキ闘争をひきおこしている。注目されるのは、とりわけロシア共和国のばあい、国民から圧倒的支持をうけていたエリツィン大統領にたいする不信が急速に強まってきたことである。

ロシア共和国で最大の勢力をもっているのはロシア独立労組連合（組合員6,500万人）である。この組合はソ連労働組合総連合に加盟していないロシア共和国レベルの独立労働組合組織で、エリツィン大統領支持の立場をとっていた。同労組連合は、昨年5月、基幹産業のストを禁止するゴルバチョフの大統領令をにべもなく拒

否しながら、昨年12月には4ヵ月間のスト自粛まで宣言している。この4ヵ月のあいだに、つまり92年4月までに、エリツィン政府と「社会協調協定」という協調的な協定を締結するというのだ。

エリツィン政府の側でも、価格を自由化すれば、ヤミ市場に消えてきた品物が出まわるようになる宣伝、市民もこれに期待をかけていたのだが、ふたを開けてみると、値段だけが急騰して、商品の棚はいぜん空っぽのままだった。怒った市民が国営商店におしかけて暴力事件をひきおこし、さらに値上げ反対や抗議のデモが自然発生的におきるなど、情勢は騒然となってきた。独立労組連合もついに1月17日、全国いっせいの抗議行動を展開、最低限の社会保障の実施、賃金の物価スライド制導入、固定価格の商品増加などの要求をかかげてデモを行った。

だが、抗議行動にあきたらずに、ストライキに入った労働組合も多かったようだ。モスクワ南方のトゥーラという町では、バスの運転手がストを敢行したという。独立労組連合傘下のロシア独立炭鉱労組では、大幅賃上げを要求して独自に対政府交渉を進め、もし要求がいれられなければ、ストをも辞さないとして闘争を展開、ついに最低賃金を3倍に引きあげる新しい賃金体系を導入することで基本的合意をかちとっている。

こうした状況は、ロシア共和国だけでなく、カザフ、ウクライナなど、その他の共和国にもあらわれている。ウズベク共和国では首都のタシケントでデモ隊に、警察と内務省軍が発砲して、学生6人が死亡、当局の殺人行為を弾劾する、数千名もの学生デモがカリモフ大統領の辞任を要求する政治闘争へと發展した。エリツィン大統領自身も、価格の自由化で社会不安がたかまり、民衆の暴動がおきることをも想定して、

価格の自由化に先だち、昨年12月に大統領令で、情報治安機関の保安局と内務省を統合した「保安・内務省」を創設した。この新機関は悪名高い旧 KGB (ソ連国家保安委員会) と旧ソ連内務省の後身ともいべきもので、ロシア最高会議も巨大な警察組織の誕生につながるとして大差で否決、憲法裁判所も違憲の判断を下したのだったが、エリツィン大統領は1月下旬、「保安・内務省」と大同小異の「保安省」をまたもや大統領令で創設した。エリツィン大統領がこうした情報・治安機関の設置に執着しているのは、同大統領の非民主的、専制的権力主義志向をむき出しにしたものということができ、エリツィン大統領周辺からまで批判が出ている。ルツコイ・ロシア副大統領にいたっては、エリツィン大統領を「不快きわる独裁者」とよび、「現在の混乱状態については、大統領をはじめ、だれも責任をとろうとはしない」として、「ソ連邦のように、ロシアも崩壊してしまう可能性がある」とのべている。

グルジアの内戦は極端な例だが、ロシアでの政権内の対立が表面化してきたのをはじめ、その他の共和国でもその政情はまだまだ不安定であり、流動的とみられている。このような情勢下、労働組合運動もどのような発展過程をたどるか、注目される場所である。

民主的、自主的労働運動の流れ

旧ソ連邦時代の終末当時から「独立国家共同体」の結成という激動のなかで、労働組合運動にも新しい流れが現われているのを、見落とすわけにはいかない。それは民主的、自主的な独立労働運動の流れである。

一昨年(1990年)から昨年にかけて、自主的な独立労働組があいついで自然発生的に生まれた。モスクワ労働連合(組合員約500万人)もその一

つである。この組織は90年12月、国家や政党から独立した自主労働組として再編・発足したものである。昨年10月23日、クレムリン横のマネージ広場で5万人の労働者を集めて、生活擁護の大衆集会をひらいたのは、この労働連合であり、8月クーデター以後、このような大衆集会がモスクワで開かれたのは初めてのことであった。当初、集会参加者は1万5千人とみこまれていただけに、この大集会はエリツィン政権にたいする不信と抗議の一大デモンストレーションとなった。

ウクライナ共和国でも、この国最大のドネツク炭田で自主的炭鉱労働組が活動している。この組織は、90年4月にドネツクでひらかれた大会で全ソ炭鉱労働組合が全ソ中央評議会から脱退したのを機に、自主的労働組として再発足したもので、昨年12月には同炭田の全面的な経済自立を求めてストを決行している。

こうした自主労働組の横のつながりもできている。「ソツプロフ」とよばれる組織がそれである。「ソツプロフ」とはソ連社会主義労働組合連盟の略称で、ドネツク炭鉱労働組などもその結成に参加している。この組織は昨年10月のモスクワ労働連合主催の大集会にはじまる労働者の抗議行動をしめくくるための大衆集会を組織している。ドネツク炭鉱労働組のウトキン議長は、昨年初、独立自主労働組による新しい連合体をこの春につくるといていたが、ソ連邦の崩壊と「共同体」の発足という新たな情勢のもとで、自主労働組の運動が、今後どのような結集をめざすのかは、自主労働組にとっても大きな問題となろう。

(理事、国際労働運動研究者)

国際・国内動向

過労死と国際人権法

上柳 敏郎

「過労死」国連の場に

91年夏の国連の会議で、日本の過労死問題が初めて取り上げられた。米国の人権 NGO が、過労死の実態を紹介したうえ、その原因は日本政府が残業や長時間労働を法的に規制しないことにあり、日本政府の対応は国際人権規約に違反すると発言したのである。

発言があったのは、1991年8月28日のことで、ジュネーブで開催されていた国際連合人権委員会差別防止及び少数者保護小委員会（国連人権小委員会）第43会期第8議題（経済的・社会的及び文化的権利の実現）の討議の場であった。

発言したのは、米国ワシントン DC に本部をおく NGO であるインターナショナル・エデュケーショナル・ディベロップメント（略称 IED）である。IED は、ハマーショルド元国連事務総長から国連の会議で発言する資格を与えられ、人権小委員会第43会期では、クルド人問題、中国の障害者差別、麻薬資金問題などとともに、日本の代用監獄と過労死をとりあげた。昨夏のジュネーブ代表は、戸塚悦朗弁護士（ロンドン大研究員）であった。ちなみに、戸塚氏が数年前人権小委員会で日本の精神病院の実態を告発し、精神衛生法改正の大きな原動力としたことは、国際人権法の分野では国際的に有名である。

IED は、今冬の国連人権小委員会においても、銀行のサービス残業の実態や日立製作所田

中事件最高裁判決などにも触れて、日本の過労死について問題提起した。

本稿では、国際人権法とは何か、過労死問題との関係、特に国際人権規約や国際労働基準との関係について概説したい。

国際人権法とは

国際法は、伝統的には国家と国家の関係だけを規律するものであった。しかし、第2次大戦後国際連合の成立以降、国家と個人との関係を規律する国際人権法が発展してきた。

「国連を中心に、人権の定義づけのための条約・宣言・ガイドライン等が今日までに60近く採択され、人権の伸長とその教育を推進するいろいろなプログラムがつくられ、それとともに、人権の各国における実施を監視するための手続や国際組織の設置など、人権保障の国際的メカニズムが形づくられてきた」（久保田洋『実践国際人権法』1頁）。

国際人権法とは、このような人権に関する条約、宣言、ガイドライン等、および国際的メカニズムによるその運用の総体により形成される規範であるが、その最も基本的な条約が、「世界人権宣言」（1948年国連総会決議）と「社会的・経済的および文化的権利に関する国際規約」（社会権規約、日本では国際人権A規約ともいう。1966年国連総会採択、日本は1979年批准）、「市民的および政治的権利に関する国際規約」（自由

権規約、日本では国際人権B規約ともいう。1966年国連総会採択、日本は1979年批准）である。

また、過労死など労働関係の人権問題に関する重要な国際規範は、国連の専門機関の一つであるILO（国際労働機構）が制定した諸条約とその運用の総体である「国際労働基準」である。

ここで注意すべきは、国際人権法の具体的内容をみる場合、単に人権規約やILO条約の文言だけでなく、国連人権委員会やILO等の国際機関による解釈や運用を含めてみなければいけないことであり、かつ、多くの場合文言から予想されるより人権尊重的な解釈が取られていることである。

ところで、日本国憲法第98条2項は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定し、憲法の解釈上、条約に反する法律は無効であるとされている。

つまり、日本が批准した人権に関する条約や確立された国際法規（慣習人権国際法）は、たとえ日本語で書かれていなくとも「外国法」ではなく、日本国民に直接適用される日本法の一部であり、しかも、そのような条約や慣習人権国際法に違反する日本の法律や政府の行為は無効なのである。

慣習国際人権法の範囲についてはまだ定説がないが、私は、国際労働基準の基本部分（労働時間、休暇に関する部分を含む）も慣習国際人権法になっていると考えている。

過労死問題と国際人権規約

IEDは、過労死の原因について次のように述べ、日本政府の政策が自由権規約第6条と社会権規約第7条d項に反するとした。

「日本は社会権規約および自由権規約の加盟国である。IEDは、日本政府がこれらの規約に従

わないことが、過労死の重要な原因であることを指摘したい。IEDは、これが、生命権を規定した自由権規約第6条違反であると確信する。これが、休息・余暇・労働時間の合理的制限及び定期的な有給休暇の権利を定めた社会権規約第7条d項違反であることは何人も否定できない。これらの権利を侵害された被害者の数は膨大であり、日本全国で何千万人にも及ぶはずである。」というのである。

自由権規約第6条は、「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は法律によって保護される。何人も恣意的にその生命を奪われない。」と規定している。これは、世界人権宣言第3条の「すべての者は、生命、自由及び身体の安全についての権利を有する。」と同趣旨の規定である。

いうまでもなく、生命権は人権のなかでも最も重要なものであり、人権に関する条約で繰り返し規定されている。

また、社会権規約第7条は、「この規約の締結国は、すべての者が公正かつ良好な労働条件を享受する権利を有することを認める。この労働条件は、特に次のものを確保する労働条件とする。」としたうえで、第d項に「休息、休暇、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇並びに公の休日についての報酬」を掲げる（日本は「公の休日についての報酬」の部分のみを批准していない）。世界人権宣言第24条にも同様の規定がある。

ここで注意すべきは、社会権規約は、労働時間を何時間以下にせよとか、年休は何日以上にせよと明言しているわけではないが、その具体的内容は、国際労働基準等に準拠すべきであるとされていることである。このことは、従来日本ではあまり論じられてこなかったが、世界的な人権NGOのなかでは勿論、国連人権機関関係

国際・国内動向

者間では自明のことに属することである。

過労死と国際労働基準、ILO 条約

IED は、日本の過労死や労働時間の実態を紹介し、労働補償の問題を指摘したうえで、「日本政府は、残業を制限するための効果的な方策をとってこなかった。日本は、時間外労働の制限を定める ILO 諸条約の批准を全て拒否してきた。日本は、1919年の ILO 第 1 号条約さえ、まだ発展途上だということで、批准できないと主張している。日本の労働基準法第36条は、使用者と労働組合が時間外労働協定さえ結べば、いくらかでも時間外労働を行うことを許しているのである。」などと指摘した。

日本の労働基準法は、36条が ILO 第 1 号条約（残業は例外的場合のみ許され法律で上限を定めることを要求）に違反するほか、39条（年休10日以上）が ILO 第132号条約（年休は連続 2 週間を含む 3 週間以上）に違反するなど、労働時間関係で国際労働基準からほど遠いところにある。

国際人権活動と日本政府、日本の NGO

日本政府は、人権条約の批准や国際的な人権活動への参加に極めて消極的である。特に、過労死関係だけみても、個人の規約人権委員会への提訴権を定めた自由権規約第一選択議定書（現在約50ヶ国、最近韓国が批准）や、労働時間関係の ILO 諸条約を批准していないことが重大である。

さらに、地域的な人権条約や人権裁判所がないのは、アジア地域だけである。欧州審議会(CE)や EC は、労働時間短縮や年休増加について、加盟国の法制を監視、リードしてきた。

ひるがえって、労働運動を含め日本の NGO(非政府機関)の国際人権法や国際的人権保障への関心、活用、そしてその発展への積極的貢献に

ついても、反省すべき点が多々あると思う。

〔参考文献〕

国際人権法の基礎文献として、久保田洋『入門国際人権法』信山堂1990年。

国連人権 NGO 活動の手引として、上村英明他『国際人権と在日韓国・朝鮮人』在日韓国人問題研究所 (tel.3203-7575) 1990年、1000円。

国連機関での勤務経験にもとづき日本政府や日本 NGO 活動への批判もある、吉田康彦『国連広報官』中公新書1991年、640円。

法令集として、田畑茂二郎他編『国際人権条約・宣言集』東信堂1990年、3296円。

ILO 条約について、中山和久『ILO 条約と日本』岩波新書1983年。

国際労働基準について ILO 幹部による、ニコラス・パルティコス『国際労働基準と ILO』三省堂1984年。

日本の実態と国際的水準を比較した、藤本武『世界からみた日本の賃金・労働時間』新日本新書1991年、680円。

労働時間の国際比較について ILO 元職員による、鈴木宏昌『国際化時代の労働問題』日本労働研究機構1990年、2500円。

IED の91年夏の発言について、日経新聞1991年 8 月20日朝刊。発言全文の訳は、ストレス疾患労災研究会第 7 回総会資料集。発言原文および今冬の発言原文は筆者の手元にあります。

(弁護士・過労死弁護団全国連絡会議)

92春闘への取り組み

寺間 誠治

全労連は、結成以来3年目となる92国民春闘を、財界・連合による「管理春闘」を打破し国民的諸課題の実現をはかる本格的春闘として、これまでの運動の延長線上ではない、新たな飛躍をめざしてたたかっている。とくに、未組織を含むすべての労働者・労働組合を視野に入れ、賃金引上げや労働時間短縮など生活と労働の実態にねざした切実な諸要求の実現をめざすとともに、昨年の小選挙区制粉碎とPKO協法案の不成立をかちとった歴史的成果をふまえ、共和事件やリクルート疑惑の再燃、東京佐川急便疑惑など自民党政治の金権・腐敗体質を追及する国民的たたかいや、重要な政治戦としての参議院選挙闘争と結合して展開する。

1 春闘前進へ有利な条件

92春闘を前進させる客観的条件はある。

第1に、日本的経営に対する国内外の厳しい批判がある。全労連が昨年11月に開催した国際シンポ「日本的労使関係と労働組合の権利」は、一般マスコミを含めて大きな反響を国内外に呼んだ。国際シンポにおける基調報告や日本側の発言、さらにシンポ翌日に出された日立武蔵・田中さんに対する「残業拒否解雇」を認める最高裁判決は外国代表に少なからぬ衝撃を与え、日本資本主義とその経営方式に海外代表からもするどい批判が出された。

マスコミも、全労連によるシンポを「労組側

が腰を上げたことを示す兆候……労使協調主義が主軸となっている日本の労働組合がこの問題にどう対応していくか。日本労働運動の根本的な弱点とされる企業別組合主義から脱皮する好機」（東京新聞12月23日）と解説し、大いに注目した。さらに、日本の経営とそれにとまなう劣悪な労働条件に対しては、経営内部からの批判の声もあがり、盛田昭夫ソニー会長（経団連副会長）が、日本の労働分配率の低さや長時間労働を批判する論文（文芸春秋2月号）を発表、日経連との「論争」がはじまっている。

第2に、日本企業の巨額のため込み利益も有利な条件である。日経連や財界は、1月21日に発表した「労問研報告」などで、減速傾向にある景気動向やバブルのはじけを理由に先行き不透明を言い、春闘での賃上げ抑制を強調している。しかし、大蔵省の「法人企業統計年報」で見ると、資本金10億円以上の3805社の内部留保は112兆8千億円で90年を10兆円以上上回っているし、民間設備投資は低下したといっても相変わらず伸び続けている。企業の経常利益は80年を100として150の高水準を維持している。この間のボロ儲けの一部を吐き出させる中で賃上げ要求を満額勝ち取ることは十分可能である。

第3に、連合の労資協調路線に対する各方面からの批判の高まりがある。

連合傘下組合の際限ない資本へのすりよりは、連合職場における組合員の批判だけでなく、今

国際・国内動向

日経営の側からさえ問われるものとなっている。日本生産性本部は、「労働運動が見えなくなっている。……社会的にも、日本経済の中にも、そして職場にも、その存在感があまりない。……言うべきことをきちんと主張しないから、存在感が失われる」と批判し、一発回答での賃金決着をマスコミで知ることについて、「働く者が自分たちが交渉して決めたという実感を持ってないし、労働運動とはならない」（生産性新聞「主張」11月6日号）とも述べている。

第4に、全労連への結集が強化される中で、産業別統一闘争の新たな前進が始まっている。

看護婦確保闘争では、日本医労連、自治労連などが全力をあげた結果、政府・自治体の医療政策転換に重大な影響を与え、昨秋、社公共の各党がそれぞれ法案を作成、今国会ではついに厚生省をして「看護婦確保法案」の提出を行わざるを得ない状況を作りあげ、賃金・労働条件の飛躍的向上に展望を与えた。

自交総連は、ナショナルセンターの違いを越えて主な産別組織、運輸省、業者団体で構成する「乗用自動車政策懇談会」を昨年11月発足させ、ハイタク労働者の労働条件改善と政策要求の実現をめざしている。すでに東京では、自交総連東京と連合傘下の全自交、私鉄総連、交通労連など3万5千人（東京のハイタク労働者の65%）が、ハイタク労働者の賃金・労働条件を社会的水準に引き上げる共同の取り組みをスタートさせている。港湾では、全国港湾（全労連加盟の検数労連のほか、全倉運・全港湾など）が91春闘で完全週休2日制を勝ちとり、日本港湾協会との間で産別労使協定を結んでいる。運輸一般の統一交渉は、トラックなどの認可運賃・料金改定の前提条件として運輸労働者の労働条件の改善を打ち出し、成果を収めている。

産別で多数派を形成しイニシアチブを発揮す

ることは極めて重要であり、92春闘のなかでこれらの貴重な経験を広げていくことが大切である。

2 全労連の「重点目標」

全労連は、92春闘で単産・地方組織が統一して取り組む「重点目標」を確認している。

第1は、労働時間短縮の課題である。東京労働基準局は、1月に入って銀行・証券など金融関係80店の立入り調査を行い、36協定に基づかないサービス残業を告発、68%の法違反があったことを発表した（1月29日）。東京労連準備会の「労働条件と生活についての実態調査」（91年12月）では、過労死への不安は73.9%にのぼり、昨年調査を10%も上回った。全労働の全国行研集会では、労働行政への提言として「過労死の認定基準を見直し、過労死または過労性疾病を発生させた企業全体のいっさいの時間外・休日労働を禁止することを法律で定める」ことを提言し大きな反響をよんでいる。

全労連としては、1日・1週当たりの労働時間の短縮、時間外労働の規制と割増率の引上げ、年次有給休暇の日数増などを中心とした労働基準法の改正要求を前面に打ち出してたたかうとしている。さらに、労働災害とりわけ過労死の業務上認定についての改善を求めて対案を準備している。

第2は、大幅賃上げなどの課題である。92春闘では、すべての労働者の賃上げ獲得の目標として「35000円以上」の大幅引き上げ、産業・企業内最低保障賃金の「13万円以上」への引き上げを要求する。昨年、各県労連が労働基準局への交渉や異議申し立て、座り込み行動などを展開した結果、91年度の地域最賃の改定では全国19県で中央最低賃金審議会の目安を上回る改善（時間当たり最高10円）を勝ちとっており、これ

らの成果をいかしてさらに前進をはかることにしている。

第3に、国鉄闘争の課題である。昨年12月25日に中労委が会長見解を示し「労使合意のめどを平成3年度末」「合意にいたらない場合、中労委として最終的な解決案を示す」としたため、3月末に向けて一気に緊迫した情勢を迎えた。いうまでもなく、国鉄闘争は臨調行革の頂点をなす国家権力総体とのたたかいである。全労連は一昨年「国鉄闘争勝利」の一点で臨時大会を開き「日本労働運動再生の環」として運動を展開してきたが、重大局面を迎える中で、92春闘の「緊急重点課題」に位置づけている。

第4に、PKO 協力法案粉碎、自衛隊の海外派兵阻止と平和と民主主義擁護、男女雇用機会均等法の改善と介護（看護）休暇制度の法制化、消費税の廃止、課税限度額の引上げと勤労者への大幅減税の実現、コメの輸入自由化阻止、安全で豊かな学校給食の確立など国民的共同の課題を重視してたたかうことにしている。

3 92春闘の具体的展開

全労連は、管理春闘打破の戦略的位置づけから、昨年に引き続いて大企業に対するたたかいを重視している。92春闘では国公労連が鉄鋼、電機、自動車、造船、機械等各業種の大手10社、総計306社の内部留保額、従業員数、1人当たり35000円の賃上げを全従業員に行った場合の必要額を割り出し、大企業向け大量宣伝活動などで具体的に活用できる数値を示した。地域春闘では「大阪アフター5の会」に見られるように、労働時間短縮などの課題で地域・地方から草の根の運動が前進し、「上からの管理春闘」に対して職場・地域を軸に下からのたたかいが前進している。

92春闘の戦術配置についての基本的考え方は、

「4月からの新賃金は3月中に決着」という中期的目標を掲げ、「早い立ち上がり」と「粘り強いたたかい」をスローガンに、JC 回答前の2～3月段階のたたかいとJC 回答後のたたかいをともに重視している。

92春闘の具体的展開としては、2月までを第1の節として設定。大衆的な要求組織を行うとともに、国民春闘をともにたたかう共闘組織の確立と共闘の拡大を追求する。第2の節を2月中旬～3月中旬とし、各単産・地方組織の92春闘要求を決定する。要求提出日は3月5日、全労連として労働省へ要求書を提出するほか、各単産・地方組織が足並みをそろえる。この日を出発点に「県内連鎖キャラバン行動」（～22日）を実施し、労働時間短縮の「人間回復署名」をはじめ、大幅賃上げ、春闘諸要求実現の国民的キャンペーンを展開する。第3の節として、3月中旬～4月中旬を設定。JC 回答が、3月25日に予定されている中で「春闘相場」を左右するこの日を「第1次全国統一行動」とし、先行単産がストライキを集中、低額一発回答・妥結を許さず春闘相場の底上げをめざす。

キャラバン行動の集約点と春闘での国民的諸要求実現の一大決起の場として、スト宣言集会を兼ねて、3月22日「92春闘勝利、国民的諸課題実現中央総決起集会」（代々木公園）を開催する。さらに、国鉄闘争勝利、1047人の職場復帰を求めて、国労・全動労は4波のストライキを構え、全労連・春闘共闘としては4月1日を「反合・権利闘争デー」としてたたかう。JC 回答後の4月3日を「第2次全国統一行動」とし、官民一体の全国的行動を展開する。

全労連春闘3年目。「管理春闘」打破、春闘要求と国民的諸課題の実現をめざす全国各地の奮闘が期待されている。

（全労連企画局長）